

東京都社会福祉審議会 関係規程集

- 社会福祉法（抜粋） 1
- 社会福祉法施行令（抜粋） 7
- 東京都社会福祉審議会条例 8
- 東京都社会福祉審議会条例施行規則 9
- 東京都社会福祉審議会規程 11

○社会福祉法 抜粋

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金を入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 五 削除
- 六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 一の二 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
- 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養

育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

二の三 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）に規定する養子縁組あっせん事業

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

五 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

六 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

七 削除

八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業

九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業

十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業

十一 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）

十二 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、

及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)

十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
- 一 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）
 - 二 実施期間が六月（前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月）を超えない事業
 - 三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
 - 四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人（政令で定めるものにあつては、十人）に満たないもの
 - 五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

（福祉サービスの基本的理念）

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第五条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

第二章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 社会福祉法人

第一節 通則

(定義)

第二十二条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

(名称)

第二十三条 社会福祉法人以外の者は、その名称中に、「社会福祉法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(経営の原則等)

第二十四条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

第七章 社会福祉事業

(経営主体)

第六十条 社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

(事業経営の準則)

第六十一条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、次に掲げるところに従い、それぞれの責任を明確にしなければならない。

- 一 国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと。
- 二 国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと。
- 三 社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと。

2 前項第一号の規定は、国又は地方公共団体が、その経営する社会福祉事業について、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を他の社会福祉事業を経営する者に委託することを妨げるものではない。

○社会福祉法施行令 抜粋

(民生委員審査専門分科会)

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

○東京都社会福祉審議会条例

平成一二年三月三十一日

条例第三二号

東京都社会福祉審議会条例を公布する。

東京都社会福祉審議会条例

(設置)

第一条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、知事の附属機関として、東京都社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関とする。

（平一二条例一八一・平一三条例八七・一部改正）

(委任)

第二条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に社会福祉事業法第六条第二項の規定に基づき設置されていた東京都社会福祉審議会は、この条例に基づく審議会となり、同一性をもって存続する。

附 則（平成一二年条例第一八一号）抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年条例第八七号）

この条例は、公布の日から施行する。

○東京都社会福祉審議会条例施行規則

平成一二年三月三十一日

規則第一〇八号

東京都社会福祉審議会条例施行規則を公布する。

東京都社会福祉審議会条例施行規則

(委員の任期)

第一条 東京都社会福祉審議会条例（平成十二年東京都条例第三十二号）第一条第一項に規定する東京都社会福祉審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十五人以内で組織する。

第一条の二 審議会の委員の任期は、三年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長の職務を行う委員)

第二条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を行う。

(招集)

第三条 審議会は、委員長が招集する。

2 委員長は、総数の四分の一以上の委員が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

(定足数及び表決数)

第四条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第五条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

(民生委員審査専門分科会)

第六条 民生委員審査専門部会は、社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第八十五号）第二条第一項の規定により委員長が指名する委員十人以内で組織する。ただし、東京都議会の議員のうちから指名する委員の数は、三人以内とする。

- 2 前条第二項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 3 前項において準用する前条第二項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる専門分科会長については、前条第三項及び第四項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十五年十一月一日から施行する。

○東京都社会福祉審議会規程

昭和 38 年 10 月 29 日 審議会 決定
昭和 45 年 11 月 16 日 審議会 決定により一部改正
昭和 60 年 3 月 30 日 審議会 決定により一部改正
昭和 60 年 12 月 26 日 審議会 決定により一部改正
昭和 62 年 8 月 17 日 審議会 決定により一部改正
平成 12 年 4 月 7 日 審議会 決定により一部改正
平成 28 年 3 月 25 日 審議会 決定により一部改正

(目 的)

第 1 条 この規定は、東京都社会福祉審議会条例施行規則(平成 12 年東京都規則第 108 号。以下「規則」という。)第 7 条の規定に基づき、東京都社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長、副委員長及び権限)

第 2 条 審議会に委員の互選による委員長をおく。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。副委員長は、委員長があらかじめ委員のうちから指名する。

(会 議)

第 2 条の 2 審議会の会議は、規則第 3 条及び第 4 条の規定による。

2 審議会は公開とする。

3 審議会の会議録等は、開示を原則とする。

原則と異なる判断をする必要があるときは、審議会に諮るものとする。ただし、会議を開催する時間的余裕がない場合は、委員長及び必要に応じて関係委員に諮るものとする。

(専門分科会の設置)

第 3 条 審議会に次の専門分科会(以下「分科会」という。)をおく。

1 民生委員審査分科会

2 身体障害者福祉分科会

2 審議会は、前項の事項以外の事項を調査審査するため、必要に応じその他の分科会をおくことができる。

(分科会長、副分科会長及び権限)

第 4 条 分科会に、その分科会に属する委員及び臨時委員の互選による分科会長をおく。

2 分科会長は、その分科会の事務を掌理する。

3 分科会長に事故があるときは、副分科会長がその職務を行う。副分科会長は、分科会

長がその分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、あらかじめ指名する。

(分科会の議事)

第5条 審議会は、民生委員法（昭和23年法律第198号）第5条第2項及び第7条に定める意見を求められたとき並びに同法第11条第2項に定める同意を求められたときは、民生委員審査分科会の決定をもって、審議会の決定とすることができる。また、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項又は指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成18年東京都規則第33号）第7条に定める意見を求められたときは、身体障害者福祉分科会の決定をもって、審議会の決定とすることができる。

2 分科会の招集、議事の定足数及び表決数については、規則第3条及び第4条の規定を準用する。

3 分科会は、原則として公開とする。ただし、民生委員審査分科会及び身体障害者福祉分科会は非公開とする。

(審査部会)

第6条 審査部会（以下「部会」という。）に、部会に属する委員及び臨時委員の互選による部会長をおく。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を身体障害者福祉分科会に報告するものとする。

3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。副部会長は、部会長が部会に属する委員及び臨時委員のうちから、あらかじめ指名する。

(部会の議事)

第7条 審議会は、身体障害者の障害程度に関する諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

2 部会の招集、議事の定足数及び表決数については、規則第3条及び第4条の規定を準用する。

(報告)

第8条 分科会長は、分科会に付託された事項について審議を終了したときは、その結果について審議会の委員長に報告するものとする。

(幹事及び書記)

第9条 審議会に幹事及び書記若干名をおく。

2 幹事及び書記は、東京都職員のうちから知事が命ずる。

3 幹事は、委員長、分科会長及び部会長の命を受け事務を処理する。

4 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

(委任)

第10条 この規定の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、決定の日から施行する。